

石巻市環境美化の促進に関する条例

平成17年4月1日

条例第168号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 基本的責務（第3条—第6条）

第2章 ごみの散乱防止（第7条—第9条）

第3章 空き地の管理等（第10条・第11条）

第4章 環境緑化の推進（第12条—第14条）

第5章 雑則（第15条—第23条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、環境美化の促進を図ることにより、清潔で緑豊かな美しいまちづくりを目指し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は飲料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (2) 空き地 現に所有者又は管理者が使用していない土地をいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き地所有者等 空き地を所有し、又は管理する者をいう。
- (7) 環境美化推進団体 環境美化の推進活動に奉仕する団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が占有し、又は管理している場所をいう。
- (9) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (10) 空き缶等飲料容器 飲料を収納していた空き缶、空き瓶その他の容器をいう。
- (11) 空き缶等回収容器 空き缶等飲料容器を回収する容器をいう。
- (12) 不良な状態 雑草が繁茂し、若しくは枯草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために、清潔な生活環境が著しく損なわれているような状態をいう。

第2節 基本的責務

（市民等の基本的責務）

第3条 市民等は、自ら快適な生活環境の確保に努めなければならない。

2 市民等は、身近な地域における環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の基本的責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、快適な生活環境を確保するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境美化の促進について被用者の啓発を行うとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(市の基本的責務)

第5条 市は、快適な生活環境を確保するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民等、事業者、土地所有者等及び空き地所有者等に対し、啓発及び意識の高揚を図るとともに、必要な指導又は協力要請を行うものとする。

3 市は、第1項の施策の実施に当たって、環境美化推進団体、県及び国に対し必要な協力要請を行うものとする。

(地域環境美化促進計画)

第6条 市長は、前条第1項の施策を推進するための計画（以下「地域環境美化促進計画」という。）を策定するものとする。

2 地域環境美化促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ごみの散乱防止に関する事項

(2) 空き地の管理に関する事項

(3) 緑化の推進に関する事項

(4) 環境美化推進団体の育成に関する事項

(5) 環境美化推進モデル地区の指定及び当該指定区域内における環境美化促進事業に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の促進に関する事項

3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第2章 ごみの散乱防止

(市民等の責務)

第7条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収する容器へ収納するなど、公共の場所等にごみを捨ててはならない。

2 市民等は、飼い犬を散歩させるときは、当該飼い犬の排せつしたふんを回収しなければならない。

3 土地所有者等は、土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱しているごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみを適正に処理するなど、ごみの散乱防止

に必要な措置を講ずるとともに、ごみの散乱防止について被用者の啓発を行わなければならない。

- 2 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に空き缶等回収容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。
- 3 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 観光業者は、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第9条 公共の場所の管理者は、公共の場所におけるごみの散乱を防止するため必要と認める場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

第3章 空き地の管理等

(空き地の管理)

第10条 空き地所有者等は、当該空き地が不良な状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

(空き地の活用)

第11条 市長は、空き地を公園、広場等として公益のために整備することが特に必要と認めたときは、空き地所有者等の協力を得て、有効かつ適切な活用を図るものとする。

第4章 環境緑化の推進

(緑化の推進)

第12条 市長は、緑豊かな美しいまちづくりを図るため、緑化意識の啓発、緑化推進体制の整備及び緑化事業の効率的推進に努めなければならない。

(環境の育成)

第13条 市民は、庭等に樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

- 2 事業者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第14条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に、樹木、花き等を植栽し、緑化に努めなければならない。

第5章 雑則

(飼い主に対する指導及び勧告)

第15条 市長は、市民等が第7条第2項の規定に違反し、公共の場所等で飼い犬が排せつしたふんを回収しなかった者に対し、当該飼い犬が排せつしたふんの回収その他必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第16条 市長は、ごみが著しく散乱している土地がある場合において、当該土地の所有者等が散乱しているごみの清掃その他の環境美化の促進に必要な措置を容易に講ずることができる

にもかかわらず、これを行っていないと認めるときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(容器入り飲料を販売している者に対する勧告)

第17条 市長は、容器入り飲料を販売している者が第8条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。

(空き地所有者等に対する指導及び勧告)

第18条 市長は、不良な状態の空き地があるときは、当該空き地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条 市長は、第15条、第16条、第17条又は前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主、事業者、土地所有者等又は空き地所有者に対し、環境美化の促進に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にごみが散乱している土地、容器入り飲料の販売に係る自動販売機が設置されている土地又は建物及び不良な状態の空き地に立ち入り、その管理又は空き缶等回収容器の設置状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(公表)

第22条 市長は、第19条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を規則で定める方法により、公表することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市環境美化の促進に関する条例（昭和60年石巻市条例第11号）、河北町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河北町条例第12号）、雄勝町環境美化の促進に関する条例（昭和60年雄勝町条例第3号）、河南町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河南町条例第8号）、桃生町環境美化の促進に関する条例（昭和60年桃生町条例第1号）、北上町環境美化の促進に関する条例（昭和60年北上町条例第7号）又は牡

鹿町環境美化の促進に関する条例(昭和60年牡鹿町条例第11号)の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。